

関与団体现地調査報告書

調査担当者	建設部 総務課	主査 池田 敦	主事 前田 隆裕
調査日時	令和3年10月12日 (火)	13:30 ~	16:00
調査団体	名称	北海道土地開発公社	法人番号 100
	代表者名	理事長 佐々木 誠也	
	所在地	札幌市中央区北3条西7丁目1番地 緑苑ビル3階	
	対応者	北海道土地開発公社総務経理課 課長 小西 克治、課長補佐 高橋 正樹、係長 荒井 充樹、主任 吉村 伊織	

※ 確認結果の区分については、下記を目安として記載する。
 A: 改善の必要がないもの
 B: 団体の運営をより適切なものにしていくためには改善を加えた方がよいもの
 C: 法令や定款に反するなど早急に改善をすべきもの

確認事項・項目・細目	確認書類	確認結果	指導事項等
I 団体の適正運営			
1 最高決定機関や理事会の運営状況			
(1) 社員総会・評議員会は法令、定款に基づき適正に運営しているか。		-	該当なし。
(2) 理事会など法令や定款に基づき、定期的に開催し、適正に運営されているか。	規則、定款	-	該当なし。
(3) 招集手続や決議、議事録作成は適正に行っているか。	定款、議事録	-	該当なし。
(4) 公益法人以外の法人においては、これに準じた取扱いを行っているか。		A	定款及び理事会の議案書等を確認し、適正に運営されていることを確認した。
2 諸規程の整備・執行状況			
(1) 点検で整備済とされた諸規程はすべて確認できるか。	諸規程	A	整備済みである。
(2) 会計に関する規程を整備しているか。	会計規程、規則	A	整備済みである。
(3) 会計に関する規程に基づく手続きに従い適正に会計事務が執行しているか。 ※会計に関する規程に基づき現金・預金の取扱いや帳簿・記帳等に関する事務処理が行われているかどうかにより判断すること。	会計規程、規則、現金出納帳、通帳、決裁書、会計帳簿、証拠書類等	A	規程に基づき、適正に執行している。
(4) 役職員の給与等に関する規程を整備しているか。	役員報酬規程、職員給与規程	A	整備済みである。
(5) 役職員の給与等に関する規程に基づく手続きに従い適正に執行しているか。 ※給与等の支給方法、額等は役員報酬規程や職員給与規程に基づき行われているかどうかにより判断すること。	役員報酬規程、職員給与規程 振込控等、賃金台帳等	A	規程に基づき、適正に執行している。
(6) 国又は道からの補助金等に係る団体が行う契約について、競争性・透明性を確保することを原則として道に準じた規定を整備するなど適正な契約事務を執行しているか。 ※道に準じた規定を整備するほか、競争入札の導入や予定価格の公表など競争性や透明性を確保するための取組を行っていただくとする。	契約に関する規定、契約書等	A	規程に基づき、適正に執行している。
(7) 入札の監視を行うための外部有識者や監査人等を委員とした入札監視委員会を設置するなど、入札の公正性、透明性、経済性を確保しているか。 ※入札の公正性等を確保するための規程の整備やその規程に基づく入札の実施、入札者や入札事務に関係のない職員の入札への立会等を実施していただくとする。	入札に関する規程、契約手続書類、 入札監視委員会設置規程等	A	規程に基づき、適正に執行している。
(8) 公益法人のうち、道が資本金等の1/2以上を出している法人は、役員の在任年齢に関する規程を整備しているか。 ※役員の在任年齢に関する規程とは、役員の選任年齢や退任年齢等を定めた規程をいう。	役員の選任に関する規程等	-	該当なし。
(9) 文書の処理及び保存について、重要または異例な書類は保存期間の延長も検討するなど、文書管理に関する規程を整備し、これに基づき適切に処理しているか。 ※規程を整備しているほか、重要書類等の紛失や誤廃棄の防止策を実施していただくとする。		A	規程に基づき、適切に処理している。

確認事項・項目・細目	確認書類	確認結果	指導事項等
<p>3 監査体制</p> <p>(1) 公益法人においては、外部監査を導入若しくは公認会計士や税理士あるいは経理事務精通者を監事に選任しているか。</p> <p>(2) 監事は最高決定機関や理事会への出席義務、報告義務を果たしているか。</p> <p>(3) 内部監査や部内検査は定期的を実施しているか。</p> <p>(4) 公益法人以外の法人においては、これに準じた取扱いを行っているか。</p>	<p>外部監査契約書、監査結果報告書、経歴書、就任手続に関する規程等</p> <p>定款、運営規程、議事録、監査結果報告書</p> <p>実施状況を確認できる書類</p> <p>外部監査契約書、監査結果報告書、経歴書、就任手続に関する規程等</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>A</p>	<p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>監事は税理士(公認会計士の資格を持つ)が選任されている。</p>
<p>4 出納事務等に係る内部牽制状況</p> <p>(1) 通帳と印鑑を別々に保管するなど担当者の判断のみでは預金の出し入れができないような体制にしているか。</p> <p>(2) 日常的な資金管理に当たっては使途や目的が明らかでないものがあるなど必要以上に預金口座を設けていないか。</p> <p>(3) 経理担当者以外の責任者が定期的又は随時に現金・預金の残高などを確認しているか。</p> <p>(4) 交際費については、適切に執行されているか。</p> <p>ア 執行できる場合や限度額等を定めているか。</p> <p>イ 飲食等のあった年月日、場所、相手方、人数を記載した書面により、必要な支出か否かを事前事後にチェックするシステムを構築しているか。</p> <p>(5) 道からの補助金等は出納の明確化のため、どのように管理しているか。</p> <p>(具体的な管理方法について記載)</p>	<p>通帳、現金出納帳、小切手帳等</p> <p>現金出納帳、預金通帳等</p> <p>交際費の執行に関する規程</p> <p>証拠書類、決裁書等</p> <p>会計帳簿、収支計算書等</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>A</p>	<p>通帳及び印鑑は別々の金庫に保管されている。通帳等を使用する際は、伝票上の決裁が必要となり、決裁者は課長となっている。</p> <p>必要以上の預金口座は保有していない。</p> <p>月締めで合計残高試算表と残高証明書を添付し、約款に基づき理事長及び監事が確認している。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>利子補給補助金については、入金後、滞りなく利息の支払いにあてられていることを確認した。</p>
<p>5 支部を含めた内部統制の状況</p> <p>(1) 支部までを含めた監事監査を実施しているか。</p>	<p>監事の監査報告</p>	<p>—</p>	<p>該当なし。</p>

確認事項・項目・細目	確認書類	確認結果	指導事項等
6 財務の状況（道と連結決算の対象となる団体のみ記載すること）			
(1) 適切な会計基準を採用し、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュフロー計算書をいう。以下同じ。）は正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づき作成しているか。	総勘定元帳、会計帳簿	A	「土地開発公社経理基準要綱」に基づき適正に作成されている。
(2) 会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表の表示方法はみだりに変更していないか。	会計規程、規則、財務諸表（注記）	A	「土地開発公社経理基準要綱」に基づき会計処理を行っており、変更はされていない。
(3) 法令や会計基準に則った資産、負債の評価が行われているか。	総勘定元帳、各種資産台帳、時価が確認できる書類等	A	「土地開発公社経理基準要綱」に基づき適正に行われている。
(4) 資産の貸借対照表価額は、取得価額を基礎として計上しているか。	総勘定元帳、会計帳簿、各種資産台帳等	A	取得価格を基礎に計上している。
(5) 交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、取得時における公正な評価額としているか。	総勘定元帳、会計帳簿、各種資産台帳、固定資産税通知書、不動産鑑定評価書等	-	該当なし。
(6) 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額を貸借対照表価額としているか。	総勘定元帳、会計帳簿、各種資産台帳等	-	該当なし。
(7) 満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式については、取得価額を貸借対照表価額としているか。	総勘定元帳、会計帳簿、証券等	A	取得価額を貸借対照表価額としている。
(8) 満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価を貸借対照表価額としているか。	総勘定元帳、有価証券台帳、証券、有価証券取引書、時価が確認できる書類等	-	保有していない。
(9) 棚卸資産（商品、製品、仕掛品、半製品、原材料、貯蔵品など）については、取得価額（時価が取得価額よりも下落した場合は時価）を貸借対照表価額としているか。	総勘定元帳、棚卸表、資産台帳、時価が確認できる書類等	A	取得価額を貸借対照表価額としている。
(10) 有形固定資産及び無形固定資産については、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を貸借対照表価額としているか。	総勘定元帳、固定資産台帳	A	減価償却累計額を控除した価額を貸借対照表価額としている。
(11) 資産の時価が著しく（帳簿価額から概ね50%を超えて）下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き時価を貸借対照表価額としているか。（※減損処理→評価差額は正味財産増減計算書に計上されているか。）	総勘定元帳、各種資産台帳、時価が確認できる書類等	-	該当なし。
(12) 公益法人以外の法人においては公益法人に準じた取扱いを行っているか。	上記に準じた書類	A	「土地開発公社経理基準要綱」に基づき適正に行われている。

確認事項・項目・細目	確認書類	確認結果	指導事項等
<p>7 情報公開の状況</p> <p>(1) 公益法人は、認定法に基づき、役員報酬等の支給基準の公開、事務所への据え置きや閲覧への対応をしているか。</p> <p>(2) 公益法人は、認定法に基づき業務及び財務等に関する資料を事務所に備え置き、一般に閲覧に供しているか。</p> <p>(3) 道が資本金等の1/4以上を出資又は出えんしている団体は、その職員数や給与に関する情報を公開しているか。</p> <p>(4) 公益法人は、業務及び財務等に関する資料をインターネットにより、常に最新の状態で 毎事業年度経過後3ヶ月以内に公開しているか。</p> <p>(5) 公益法人以外の法人は 業務及び財務等に関する資料の公開について公益法人に準じた取扱いを行っているか。</p>	<p>閲覧規則、閲覧資料 (役員報酬・退職金の支給基準)</p> <p>閲覧規則、閲覧資料(事業報告書、決算関係書類、事業計画書、予算関係書類)</p> <p>閲覧規則、閲覧資料 (職員数や職員の給与に関する情報)</p> <p>インターネット(事業報告書、決算関係書類、事業計画書、予算関係書類)</p> <p>閲覧規則、閲覧資料、インターネット(事業報告書、決算関係書類、事業計画書、予算関係書類)</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>A</p> <p>—</p> <p>A</p>	<p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>ホームページで公開している。</p> <p>該当なし</p> <p>ホームページにより決算関係書類を公開している。</p>
<p>8 財産の運用状況(道から出えん等を受けている公益法人及び一般法人のみ記載すること。) ※道の出えん等以外の財産についても含めて記載すること。</p> <p>(1) 道の出えん等の運用は、点検調書の「運用方法・金額」欄に記載されているとおりになっているか。</p> <p>(2) 財産の運用に関し、基本的な考え方や最高決定機関などを明確にした管理運用規程を策定しているか。</p> <p>(3) 既に点検調書の「運用方法・金額」欄に「その他債権」として記載されている場合は、金利や為替、債権等の市場動向、発行体の経営状況などを常に把握し、途中売却の可能性などを検討していることを書面により確認できるか。 ※売却する場合は原則として、元本の毀損は避けること。</p>	<p>財産目録、資産台帳、残高証明書等</p> <p>財産管理運用規程</p> <p>法人内部で検討したことが確認できる書面</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p>

確認事項・項目・細目	確認書類	確認結果	指導事項等
II 団体の健全経営			
1 健全な経営			
(1) 財務状況の現状認識、問題点への対処方法及び今後の見通し (具体的な内容を記載)			<p>公社は、道の公共用地取得事業(あっせん等事業)、国の先行取得事業(用地国債)及び鉄道・運輸機構の北海道新幹線建設の事業用地取得を受託してきているが、北海道新幹線建設に係る事業用地取得業務が令和4年度で終了する予定であるため、その後の安定的な事業収益の確保や経常経費の見直しによる一層のコストの縮減をしていくこととしている。</p> <p>また、北海道新幹線建設に係る事業用地取得業務の終了後は、公社の用地取得業務の大部分が道のあっせん事業となるため、今後は中規模から大規模の用地取得業務を受託することとし、赤字となりやすい少額事業の委託を見直すことで公社の経営体質の強化を図っていくこととしている。</p>
(2) (1)で問題点への対処方法を記載した場合はその対処方法は適切か。 ※対処方法が課題解決に効果的であるかや実現が可能であるかどうかなどにより判断すること。	貸借対照表、正味財産増減計算書等	A	道あっせん事業受託の見直しは、公社の安定的な事業収益の確保を図る上で適切である。
(3) 中長期の経営計画や改善計画などを策定しているか。	経営計画、改善計画、事業計画等	A	道と公社は、健全で効率的な事業運営や長期保有地の処分に向け、「北海道土地開発公社の経営健全化方策」(計画期間:H13~H22年度)並びに「北海道土地開発公社の事業運営及び長期保有地処分の方策」(計画期間:H23~R2年度)を策定したところであり、R3年3月には、新たな「北海道土地開発公社の事業運営及び長期保有地処分の方策」(計画期間:R3~R12年度)を策定している。
(経営計画や改善計画などを策定している場合)			
ア 経営計画や改善計画などの内容は適切か。 ※経営計画や改善計画などの内容が実現可能であるかどうかにより判断すること。	経営計画、改善計画、事業計画等	A	公社運営の健全化を図っており、適切である。
イ 経営計画や改善計画などは実行されているか。	経営計画、改善計画、事業計画等	A	引き続き経営の健全化に努めている。
(経営計画や改善計画などを策定していない場合はその理由を記載)			

確認事項・項目・細目	確認書類	確認結果	指導事項等
Ⅲ 団体の自立化			
1 団体を取り巻く環境			
(1) 団体の目的や実施事業に対する社会的要請の変化への対応は適切か。 ※実施している変化への対応が合理的であるかどうかにより判断すること。	事業計画、収支予算書等	A	「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき公共用地取得の専門機関として設立され、公共事業を円滑に執行するため、公平、適切に事業を遂行している。複雑化・高度化する用地事務における困難案件等に対し、これまで蓄積してきたノウハウを活用して対応していくこととしている。
(2) 道の施策推進における役割を十分に果たしているか。 ※道政上の位置づけや施策の方向性と合致しているかどうかにより判断すること。	事業計画、事業報告	A	公共用地取得の専門機関として、道の公共事業の円滑な執行に寄与する役割を果たしている。
2 補助金等(補助金、負担金、交付金及び委託料)			
(1) 道からの補助金等の縮減又は廃止に向けてより効率的な執行はできないか。	会計帳簿、証拠書類、補助金等の現地調査等の結果等	A	道単独事業用地管理費は、道の依頼により公社が取得した土地の維持管理を委託している。過去には、当該費用を公社が金融機関から資金調達して実施していたが、簿価上昇を招いたため、簿価抑制策として道において予算措置をしている。公共用地受託事業は、道の業務効率化のため、建設管理部の用地取得業務を委託している。地共済負担金は地方公務員等共済組合法及び同法施行令の規定により、設立者である道が公社の常勤職員に係る共済組合費の一部を負担している。公社自主事業用地資金利子補給補助金は、道は設立者として、安定した公共用地等の取得等を図るため、事業資金の借入利息の負担を軽減するため道において予算措置をしている。
(2) 道からの補助金等(委託料は除く)に頼らず事業が実施できるように努めているか。 ※受益者負担に基づく利用者からの負担金徴収などによる収入増加の取組などにより判断すること。	中長期計画、事業計画、事業報告、収支予算書等	A	委託料を除く補助金等は、地共済負担金及び利子補給補助金のみであり最低限となっている。
3 職員派遣			
(1) 派遣職員には派遣目的に沿った業務を適切に行わせているか。	業務日誌、決裁書等	A	派遣目的に沿った業務に従事している。
(2) 派遣職員の引揚げに備えた準備を行っているか。 ※プロパー職員の採用や人材育成などの検討を行っているかどうかにより判断すること。	中長期計画、職員採用計画、人材育成計画、研修記録等	A	公社は、北海道新幹線建設の事業用地取得業務が令和4年度に終了する予定であることから、事業終了後に組織体制を見直し、事業運営の効率化を図る予定。道において、用地業務に精通した職員の減少が進む中、公社が有する用地業務補完機能や人材育成機能も勘案し、事業量の変動に応じて道からの派遣職員数の見直しを行うとともに、中長期的な体制整備を見据えたプロパー職員の育成・確保や、会計年度任用職員や任期付職員の確保により組織としての対応力を高め、効果的な事業執行を図っていく。
4 公益法人等に係る出えん金等			
(1) 道からの出えん金等は出えん目的に沿って適切に活用されているか。	事業報告、貸借対照表、財産目録等	A	適切に活用している。
(2) 道からの出えん金等の財産の管理は適切か。 ※基本財産等として位置づけられ、その使用に当たっては基本財産管理規程等に定められた手続きを経ることになっているかどうかにより判断すること	資金管理規程、規定貸借対照表、財産目録等	A	定款に基づき適切に管理している。

確認事項・項目・細目	確認した内容(実態などを記載)
<p>5 道の施策推進のための意見交換等</p> <p>(1) 団体の実施事業は道施策の推進にどのような効果があるか。</p> <p>(主な実施事業)</p> <p>(具体的な効果や理由を記載)</p> <p>(2) 道の施策推進に当たっての課題</p> <p>(ある場合は具体的な内容を記載)</p> <p>(3) 道関与の縮減等による自立化に当たっての課題</p> <p>(ある場合は具体的な内容を記載)</p> <p>(4) 道の施策推進や自立化を行うに当たっての道への要望</p> <p>(ある場合は具体的な内容を記載)</p>	<p>道単独事業用地対策費(北海道土地開発公社貸付金)、北海道土地開発公社自主事業用地対策費(公社自主事業用地資金利子補給補助金)、道単独事業用地管理費(用地管理費)、北海道土地開発公社貸付金(経済部所管(苫東))、北海道土地開発公社貸付金(経済部所管(石狩湾新港))、石狩湾新港地域用地管理費(経済部所管)、建設総務諸費(地共済負担金)、公共用地受託事業</p> <p>公共用地の先行取得等を行う専門機関として、道路、河川、ダムのほか、北海道新幹線事業用地の取得といった北海道の総合開発や道の公共事業の推進に寄与してきている。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p>
<p>IV 点検結果に基づいて行った指導事項等</p> <p>・ なし</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>	
<p><確認結果></p>	
<p>1 前回指導事項等の改善状況</p> <p>・ 前回指導事項等なし</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>	
<p>2 今回の調査における指導事項等</p> <p>・ なし</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>	